

令和7年度 神奈川県立逗子葉山高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立逗子葉山高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立逗子葉山高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長および総括教諭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

(1) セクハラ・わいせつ等行為の防止

ア 目標

教育委員会の強化取組方針に沿い、職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、わいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。

イ 行動計画

- ① 生徒指導、部活動等について必ず複数人で対応する。
- ② 管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。
- ③ 行政課によるチェックシート等を活用し、教職員が自らの内面を振り返ることをはじめ、職場研修を通じて当事者意識を持たせるとともに、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、ルールを周知しすべての教職員で遵守徹底する。(5月)
- ④ 校長による個人面談を実施し、生徒とのSNSの利用状況等について実態把握を実施する。(6月・7月)

(2) 体罰・不適切な指導の防止

ア 目標

教育委員会の強化取組方針に沿い、職員間の連携を図り、体罰・不適切指導の発生を防止する。

イ 行動計画

- ① 生徒指導や部活動において複数の教員間で相互チェックを働かす。
- ② 体罰を認めない学校風土、指導力の向上を目指し、体罰防止リーフレットを活用するなど研修を実施する。(7月)
- ③ 生徒に対し、体罰など不適切な行為を受けた際の相談体制を周知する。(7月)
- ④ 管理職は校内を定期的に巡視する。

(3) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜における事故防止を徹底し、成績処理と進路関係の諸表簿作成等を適時適正に行う。

イ 行動計画

- ① マニュアル等を厳守した適切な業務処理を徹底する。(6月・10月・12月・2月)
- ② 職員同士の相互チェック機能を強化する。

(4) 法令遵守意識の向上(公務外非行防止、服務規程、交通法規の遵守、個人情報等の管理・情報セキュリティ対策)

ア 目標

神奈川県職員行動指針に則って行動し、コンプライアンスを高め、個人情報を適切に管理し、流失を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 個人情報扱うことを意識し、ルールを確認し、個人情報の紛失・誤廃棄・誤配付や誤送信などの事案の未然防止に努め、神奈川県個人情報保護条例を確認する研修をもつ。(9月)
- ② 生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底、生徒とのSNS等の利用の禁止を再確認し、生徒に係る個人情報を扱う際のルールと意識の再徹底を図る。(4月)
- ③ 不祥事防止職員啓発資料を活用し、安全運転、交通法規順守の徹底を図る。(11月)
- ④ コンプライアンスマニュアルを利用した研修を行う。(2月)

(5)職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

ア 目標

教育委員会強化取組方針に沿い、公平かつ尊重した態度で接し、職員が能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境づくりを促進する。

イ 行動計画

- ① 職員一人ひとりが互いを尊重し、相互扶助の精神に基づいて行動する。(1月・3月)
- ② 校長による個人面談を実施し、実態把握を実施する。(6月)

(6)業務の適正な執行体制の確保

ア 目標

教育委員会強化取組方針に沿い、経験の浅い職員を支援し、支え合い協働し、教育に対するモチベーションを向上していく。

イ 行動計画

- ① 複数人でのチェックや文書管理体制を推進し、組織的な業務運営の定着と継承を図る。
- ② 報告・連絡・相談による円滑な校務運営を推進、業務分担の調整や協力を図る。
- ③ 私費会計基準について理解を図り、研修を行う。(10月)
- ④ 管理職は会計処理の定期点検に加え随時点検を行う。
- ⑤ 備品の定期的な点検と管理を徹底する。(8月)

3 検証

(1)第1回検証

2に規定する行動計画について、11月初旬までに実施状況を確認し、補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2)最終検証

2に規定する行動計画について、3月初旬に実施状況を確認し、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和5年度における県立逗子葉山高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、学校のホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議及び事故防止会議がこれを行う。